

# 第 10 章 原子力災害対策計画

## 第 1 節 総則

### 1 計画の目的

県内には、原子力施設がなく、また、本県は、女川原子力発電所及び福島第一原子力発電所から県境まで最短で約 77 キロメートル、福島第二原子力発電所からは約 84 キロメートル、柏崎刈羽原子力発電所からは約 105 キロメートル離れており、隣接県に立地する各原子力施設に関する「緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)」にも含まれていないものの、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、本県にも少なからぬ影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、県民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が県民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、県民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、本章では、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、県民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な県民生活を確保することを目的とする。

### 2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月策定）を十分に尊重する。

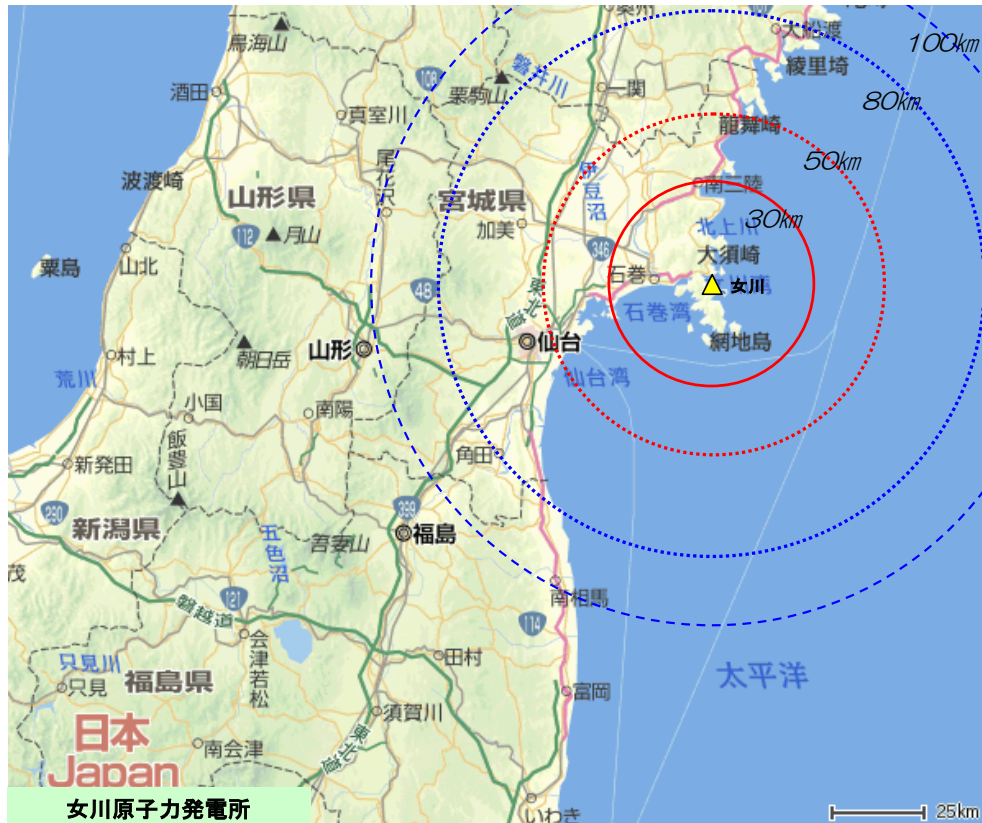
### 3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東北電力 株式会社	女川 原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町 及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW
			2号	BWR	82.5万kW
			3号	BWR	82.5万kW

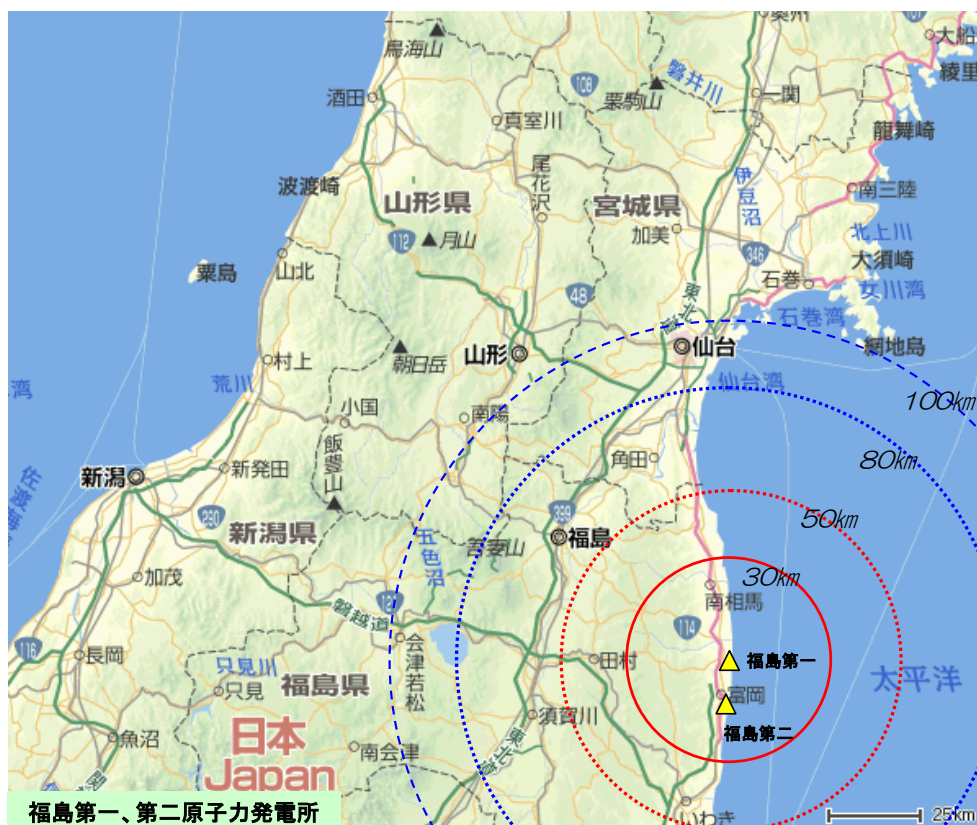
※BWR = 沸騰水型軽水炉



(2) 福島県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考
東京電力株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年 4月19日 廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	平成26年 1月31日 廃止
			5号	BWR	78.4万kW	
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡 檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR = 沸騰水型軽水炉



(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力
東京電力 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉



## 第2節 原子力災害予防計画

### 1 計画の概要

原子力災害による被害並びに県民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、県及び市町村等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

### 2 計画の体系

項 目	概 要
1 活動体制等	① マニュアル策定等活動体制の整備
2 モニタリングの実施	① 平常時におけるモニタリング
3 防災体制の整備	① 通信連絡体制の整備 ② 避難等の体制の整備 ③ 防災訓練等の実施
4 緊急医療体制の整備	① 緊急医療体制の整備 ② 汚染スクリーニング等実施体制の整備
5 防災知識の普及等	① 放射線に関する知識の普及 ② 原子力災害に関する防災知識の普及 ③ 防災業務関係者に対する教育・研修 ④ 県民相談体制の整備

### 3 活動体制等

県及び市町村は、平常時から2に掲げる項目について、実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定するなど、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

### 4 モニタリングの実施

#### (1) 平常時におけるモニタリング

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平常時から空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング(以下「モニタリング」という。)を行う。

#### ア モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等(以下「モニタリング機器」という。)を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリング機器の不足や故障を想定し、モニタリングの外部委託先やモニタリング機器の調達先をあらかじめ把握しておくものとする。

また、市町村においても、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

#### イ モニタリングの対象とその手順

県は、平常時から空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度

の検査を行う。

モニタリング体制や実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

#### ウ モニタリング結果の公表

県は、平常時におけるモニタリングの結果を定期的に公表する。なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。

## 5 防災体制の整備

### (1) 通信連絡体制の整備

県は、特に原子力事業者、隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、具体的な緊急時の通信連絡体制や実施手順については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

市町村は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線、広報車等、広報のための設備及び機器の整備を推進する。

### (2) 避難等の体制の整備

県及び市町村は、国が示す緊急事態の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

ア 県及び市町村は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた県民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ 県及び市町村は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

### (3) 防災訓練等の実施

県及び市町村は、緊急時通信連絡訓練、県民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

## 6 緊急医療体制等の整備

### (1) 資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供を受け、放射線測定用資機材、除染資機材、医療用資機材等の整備に努めるものとする。

### (2) 汚染スクリーニング等実施体制の整備

県は、汚染スクリーニング及び除染に関する教育・研修・訓練を実施し、避難者の汚染スクリーニング実施体制を整備するとともに、事故発生地域からの避難者に対する健康相談及び除染を行うための体制を整備するものとする。

## 7 防災知識の普及等

### (1) 放射線に関する知識の普及

県は、国や市町村と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行うとともに、市町村が行う普及と啓発に関し必要な助言を行う。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (ウ) その他必要と認める事項に関すること

### (2) 原子力災害に関する防災知識の普及

#### ア 防災広報

県は、国、原子力発電所所在道府県、市町村及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、市町村が行う防災知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- (オ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- (カ) その他必要と認める事項に関すること

#### イ 防災教育

県及び市町村の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

### (3) 防災業務関係者に対する教育・研修

ア 県は、応急対策の円滑な実施を図るため、国及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

- (ア) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (イ) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- (ウ) 原子力災害とその特性に関すること
- (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (カ) 放射線及び放射性物質の測定に関すること
- (キ) 緊急時医療に関すること
- (ク) 危機管理に関すること
- (ケ) その他必要と認める事項に関すること

イ 防災関係機関は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

### (4) 県民相談体制の整備

県は、県民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

## 第3節 原子力災害応急計画

### 1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県等の原子力施設で大規模な事故が発生した場合に、県及び市町村等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

### 2 計画の体系

項 目	概 要
1 県の活動体制	① 情報収集活動 ② 対策会議の開催 ③ 災害対策本部の設置
2 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置
3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	① 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の県民への注意喚起 ② 全面緊急事態の際の県民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導の防護活動の実施
4 緊急医療活動等の実施	① 緊急医療活動の実施
5 県民への情報伝達等	① 県民に対する広報及び指示伝達 ② 県民相談の実施
6 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動	① 避難者の受入れ ② 避難者の生活支援及び情報提供

### 3 県の活動体制

県は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめその組織及び体制について定めるものとする。

また、夜間、休日等における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。

なお、活動体制の詳細については、別に定めるマニュアル等に記載する。

#### (1) 情報収集の開始

県は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度5弱以上の地震が発生した場合又は原子力施設等立地県において震度6弱以上の地震が発生した場合をいう。）の段階で対応職員を参集させ、情報収集活動等を開始する。

#### (2) 対策会議の開催

県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階で、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催する。

#### (3) 災害対策本部の設置

隣接県の原子力施設において大規模な事故が発生した場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合であって、知事が必要と認めた場合は災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部を設置した場合は、震災時の活動体制に準じて応急対策活動を行う。



#### (4) 専門家等の派遣要請

県は、応急対策の迅速かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、国に対し、専門家及び専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

## 4 モニタリングの強化及び対応

### (1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L (※)に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

#### ※<O I L>

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

#### ア 緊急時におけるモニタリング

##### (ア) 空間放射線モニタリング

県及び市町村は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

##### (イ) 放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

#### イ モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページにポータルサイトを立ち上げるとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

また、結果については市町村に情報提供を行う。

### (2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ 市町村は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

### (3) 水道水の摂取制限等の措置

ア 水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合には、

直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

イ 県は、水道事業者に対し適切な措置を講ずるよう要請する。

また、国及び県は、必要に応じて水道事業者に対する給水停止命令等の措置を講ずる。

## 5 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

### (1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の県民への注意喚起

県及び市町村は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、県民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、県民に対して注意喚起を行う。

### (2) 全面緊急事態の際の県民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県及び市町村は、本県への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本県に対して原災法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態（※）が発生した場合には、原災法第15条第3項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

※<原子力緊急事態>

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア 県は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うものとし、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 防災行政無線による広報

(ウ) 広報車などによる広報

(エ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

(オ) 鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

イ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。なお、県外への広域避難が必要な場合は、県が避難先都道府県と協議し調整を行う。

調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討するものとする。

ウ 市町村は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

エ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

## 6 緊急医療活動等の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて汚染スクリーニングや除染を行う。

なお、県は、汚染スクリーニングの結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、被ばく医療機関に移送すべく対処する。

## 7 県民への情報伝達等

### (1) 県民に対する広報及び指示伝達

#### ア 県が行う広報及び指示伝達

県は、県民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

また、情報提供にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

なお、放射性物質の影響が海上の船舶に及ぶ場合又は及ぶおそれのある場合は、酒田海上保安部に対しその旨を通報し、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の現況
- (ウ) 放射線の状況に関する今後の予測
- (エ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
- (オ) 屋内退避、避難など県民のとるべき行動及び注意事項
- (カ) その他必要と認める事項

#### イ 市町村が行う広報及び指示伝達

市町村は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の現況
- (ウ) 放射線の状況に関する今後の予測
- (エ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
- (オ) 屋内退避、避難など県民のとるべき行動及び注意事項
- (カ) その他必要と認める事項

### (2) 県民相談の実施

県は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の

生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、県民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

## **8 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動**

自治体の区域を越えた避難者の受入れ等活動については、震災時の広域避難計画に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び市町村が連携して受入れ活動にあたる。

## 第4節 災害復旧計画

### 1 計画の概要

県民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

### 2 計画の体系

項目	概要
1 制限措置等の解除	① 各種制限措置等の解除
2 モニタリングの継続及び汚染の除去等	① モニタリングの継続 ② 放射性物質による汚染の除去 ③ 健康に関する相談への対応
3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	① 風評被害等の影響の軽減 ② 損害賠償の請求等

### 3 県の活動体制

県及び市町村は、2に掲げる項目について、各々の役割に応じて活動を実施する。

### 4 制限措置等の解除

#### (1) 各種制限措置等の解除

##### ア 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、県民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。当該関係市町村は、住民に対しその旨を伝達する。

##### イ 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、県民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示する。また、県は、解除実施状況を確認する。

また、摂取及び出荷制限を指示された県産農林水産物等については、県が管理計画を作成するとともに、国に対して制限の解除を要請する。

### 5 モニタリングの継続及び汚染の除去等

#### (1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。

#### (2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、モニタリングにより基準又はO I Lを超える空間放射線量率が確認され、県民の健康

に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

なお、本号に掲げる措置については、別に定めるマニュアルによる。

(3) 健康に関する相談への対応

県及び市町村は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

## 6 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国、市町村及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、県産農林水産物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等

県及び市町村等は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。